

近畿管区警察局兵庫県情報通信部オープンカウンター方式による見積実施要領

- オープンカウンター方式とは、相手方を特定せず案件を公開し、一定の資格を有する見積参加業者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式で、随意契約を前提とした見積依頼です。
- 提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で消費税込みの最低価格（売払いの場合は最高価格）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- 参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記2の問い合わせ先までご連絡ください。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

工事にあっては、当該年度に有効な内閣及び内閣府所管の建設工事競争参加資格審査における、案件ごとに定められた資格を有する者、地方公共団体における同様の資格を有する者若しくは過去3年以内に当部に見積提出実績を有する者であること。

物品の調達にあっては、当該年度に有効な内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）における「物品の製造」又は「物品の販売」の資格を有する者、地方公共団体における同様の資格を有する者若しくは過去3年以内に当部に見積提出実績を有する者であること。

役務の提供にあっては、当該年度に有効な内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」の資格を有する者、地方公共団体における同様の資格を有する者若しくは過去3年以内に当部に見積提出実績を有する者であること。

財産の売払いにあっては、当該年度に有効な内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）における「物品の買受け」の資格を有する者、地方公共団体における同様の資格を有する者若しくは過去3年以内に当部に見積提出実績を有する者であること。

上記のほか、以下の要件に該当する者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、当方の承認を得られている者であること。

2 問い合わせ先

(工事・役務関係)	近畿管区警察局兵庫県情報通信部通信庶務課経理係
(物品調達・役務・売払い関係)	近畿管区警察局兵庫県情報通信部通信庶務課資材係

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5-4-1

代表電話番号 078-341-7441（内線6042（経理係）、6052（資材係））

参加を希望する方は、上記の関係する内線番号に連絡し「〇〇の見積依頼の件」とお伝えください。担当者から説明いたします。

※見積書提出後は当該調達等に関する異議の申し立ては受け付けません。

3 見積書の提出

- (1) 見積書は、持参、郵送を問わず、締切日時必着とし、封筒の表に「〇〇〇〇（案件名）オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きしてください。
- (2) 仕様書に「相当品可」等の表示がある場合は、案件に係る相当品等による見積参加を認めます。ただし、事前承認を必要とし、別途指定する期日までに相当品に係るカタログ又は仕様書を持参、郵送するかファクシミリにより申請してください。
- (3) 見積書は上記2へ提出してください。

4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書はこれを無効とします。

- (1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書の記載に不備があるもの
- (3) 同一の見積りについて、2通以上提出された見積書
- (4) 不当な価格のつり上げ（下げ）、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
- (5) 金額を訂正した見積書
- (6) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (7) 誤字及び脱字等により意思表示が明確でないもの
- (8) 提出期限までに到達しなかったもの
- (9) 見積書等作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

5 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で消費税込みの最低価格（売払いの場合は最高価格）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積額は、特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

6 見積合わせ結果について

見積書を提出された事業者の方全てに連絡します。

なお、契約の相手方となる事業者にあっては、別途見積内訳書の提出をお願いすることがあります。

7 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記5において、同価の見積が2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在又は予定価格に達した見積書がない場合は、別途選定した者への見積依頼、又は随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達等を中止する場合があります。